

専決処分の報告について

工事請負契約の変更について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成29年6月8日提出

秦野市長 古谷 義幸



専 決 処 分 書

クリーンセンター建設に伴う利便施設新築工事（機械設備）（平成28年度継続費設定）の請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

1 契約の目的

名水はだの富士見の湯の新築に係る機械設備の設置

2 契約の変更事項

(1) 原契約金額

174,960,000円

(2) 変更後の契約金額

192,214,080円

(3) 変更する額

17,254,080円の増額（9.86パーセント増）

3 契約の相手方

平塚市南原三丁目7番1号

神奈川山菱・相原共同企業体

代表者 神奈川山菱設備株式会社

代表取締役 新 倉 弘 子

構成員 平塚市南原三丁目7番1号

神奈川山菱設備株式会社

代表取締役 新 倉 弘 子

構成員 秦野市平沢1025番地

株式会社相原管工

代表取締役 相 原 宏

平成29年5月16日

秦野市長 古 谷 義 幸



理由

名水はだの富士見の湯の計画敷地内にある既存井戸の水を同施設の浴槽水として利用するため、必要な水槽類、ろ過設備等を新たに設置することにより、原契約金額を増額する。

報告第 1 6 号説明資料

1 工 事 名

クリーンセンター建設に伴う利便施設新築工事（機械設備）（平成28年度継続費設定）

2 工事場所

秦野市曾屋地内

3 変更理由

名水はだの富士見の湯の計画敷地内にある既存井戸の水が同施設の浴槽水として利用が可能なが確認できたため、その利用に必要な原水槽、処理水槽、ろ過機等を設置し、水量等を自動制御する回路に組み込むものです。

4 変更概要

(1) 工事内容

- ア くみ上げた井戸水を貯める原水槽の設置（20立方メートル）
- イ 井戸水をろ過処理した水を貯める処理水槽の設置（20立方メートル）
- ウ 井戸水をろ過するろ過機の設置（時間能力10立方メートル）
- エ 上記工事に関連したポンプの設置

(2) 工 期

ア 当 初

平成28年6月28日から平成29年7月31日まで

イ 変更後

平成28年6月28日から平成29年9月15日まで